平成２２年（フ）第４５８７号
東京都西東京市保谷町３丁目９－９－302
債務者　清水　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和広
4　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６４６号
東京都文京区春日１丁目９－25－622
債務者　和久　典裕
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　　健
4　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６４７号
東京都文京区春日１丁目９－25－622
債務者　和久　陵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　　健
4　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３０１号
京都市伏見区納所中河原３番地126
債務者　大西まり子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
京都市上京区六軒町仁和寺街道下ル西入四番町151－73、住民票上の住所京都市上京区仁和寺街道千本東入西富仲町685番地
債務者　市原　哲広
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
京都府亀岡市安町中畠38番地６　コーポセジュール102
債務者　森　　遥香
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
奈良市川上町393番地　第２号市営住宅第１－201号
債務者　古川　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
奈良市東九条町792番地
債務者　辻本　友子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
佐賀県小城市小城町畑田1684番地40
債務者　松尾由佳理（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
佐賀県鳥栖市西田町８番地１
債務者　横尾　友則
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
佐賀県鳥栖市西田町８番地１
債務者　横尾　由美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
佐賀県佐賀市新栄東３丁目７番17－303号　第６アサヒビル
債務者　福田ジェネット　アーコースタこと　ＦＵＫＵＤＡ　ＪＥＮＥＴＨ　ＡＣＵＳＴＡ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
山形県鶴岡市美原町17番５－304号　市営住宅
債務者　小林　三枝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４４号
福島県大沼郡会津美里町字思堀39番地
債務者　遠藤　幸記
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
福島県いわき市好間町上好間字大畑102番地、前住所福島県いわき市好間町下好間字叶田15番地　市営住宅７－７
債務者　戸塚　信也
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５号
岐阜県養老郡養老町押越1048番地１
債務者　栗田　隆子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県養老郡養老町押越1048番地１
債務者　栗田翔二郎
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係